



2024/08/05 11:43 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	平成6年2月24日	不動産番号	3304000172795
地図番号	R'34	筆界特定	余白	
所在	山鹿市大字古閑字十三部		余白	
	山鹿市古閑字十三部		平成17年1月15日行政区画変更 平成17年3月25日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1059番19	畑	226: :	1059番6から分筆 〔昭和61年4月25日〕	
余白	宅地	226:85 :	②③平成4年7月17日地目変更 〔平成4年8月26日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年2月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成4年3月2日 第2024号	原因 平成3年6月5日売買 所有者 熊本市黒髪五丁目15番19号 株式会社 秀匠苑 順位5番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成15年12月8日 第5594号	原因 平成7年7月24日本店移転 平成10年2月23日住居表示実施 本店 熊本市飛田二丁目10番24号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年2月24日
2	所有権移転	平成15年12月8日 第5597号	原因 平成15年12月8日売買 所有者 山鹿市大字古閑1059番地14 古久保 憲治

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。